

令和2年7月20日

都道府県・保健所設置市自動車リサイクル主管部局 御中

経済産業省製造産業局自動車課  
環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室

令和2年7月豪雨に伴って生じた被災自動車の  
エアバッグ類の処理にあたっての留意事項

日頃より、使用済自動車の適正処理の推進につきましては、ご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

現在流通しているほとんどの自動車には、エアバッグ類（エアバッグ及びシートベルトプリテンショナー）が装備されています。これらには火薬が含まれているため、破砕や金属スクラップの再生時の事故を防止するため使用済自動車の解体工程で取り外す必要がありますが、車上作動や取り外し回収は通常手作業により行われています。

今般の令和2年7月豪雨により被災した自動車のうち、破損が著しく、人力でドアが開閉しないものや車室が原形を留めていないもの（以下、「大破被災自動車」という。）であっても、その大部分にはエアバッグ類が作動せずに残存していると考えられます。

大破被災自動車の手作業によるエアバッグ類の車上作動や取り外し回収は、作業者の危険を伴うとともに物理的にも困難であることから、安全性の観点から下記のとおり留意事項を取りまとめ、別添のとおり関係団体へ周知を行っておりますので、お知らせいたします。

留意事項

1. エアバッグ類の手作業による車上作動や取り外しが困難な大破被災自動車の解体にあたっては、原則、重機（ニブラ）等を用いてエアバッグ類を取り外す。
2. 重機（ニブラ）等を保有していない解体業者が大破被災自動車を引き取り、エアバッグ類の車上作動や取り外し回収が安全に行えない場合には、使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）第16条第6項に基づき、速やかに、当該大破被災自動車を、重機（ニブラ）等を保有する解体業者に引き渡す。

以上